

## 国際観光ホテル整備法

### 1. 案内情報

手続名	: 登録ホテル・旅館の料金設定届出、料金変更届出、宿泊約款設定届出、宿泊約款変更届出、経営状況報告
手続根拠	: 国際観光ホテル整備法第11条、第18条第2項、第44条
手続対象者	: 登録ホテル・旅館事業者
提出時期	: 料金設定届出・宿泊約款設定届出は登録申請後直ちに、料金変更届出・宿泊約款変更届出は変更の2週間前までに、経営状況報告は事業年度終了後3カ月以内
提出方法	: 各届出書・申請書を作成し、所在地を所管する地方運輸局等へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類 / 部数	: 料金表、宿泊約款、変更届出の場合は新旧対照表、貸借対照表・損益計算書 / 各2部
申請書様式	: の各届出書様式
記載要領・記載例	: 提出先となる地方運輸局等または国土交通省総合政策局観光地域振興課へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先:	国土交通省北海道運輸局企画振興部観光振興課	011 - 290 - 2723
同	東北運輸局企画振興部観光振興課	022 - 791 - 7510
同	関東運輸局企画振興部観光振興課	045 - 211 - 7265
同	北陸信越運輸局企画部観光振興課	025 - 244 - 6118
同	中部運輸局企画振興部観光振興課	052 - 952 - 8009
同	近畿運輸局企画振興部観光振興課	06 - 6949 - 6411
同	中国運輸局企画振興部観光振興課	082 - 228 - 8701
同	四国運輸局企画振興部観光振興課	087 - 835 - 6357
同	九州運輸局企画振興部観光振興課	092 - 472 - 2920
	内閣府沖縄総合事務局運輸部	098 - 866 - 0064

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: の各窓口または国土交通省総合政策局観光地域振興課

03 - 5253 - 8327